

(平成22年8月11日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

## 第1 委員会の結論

申立人の平成7年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年9月

私は、平成7年9月に、それまで勤めていた事業所を退職する際に、国民年金への切替手続が必要であると説明を受けたため、A県に帰郷してすぐに夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付した記憶がある。

納付場所や納付金額ははっきりと覚えていないが、一緒に納付した妻の記録は納付済みとなっているのに、私の分だけが未納となっていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月間と短期間であるとともに、申立人は、国民年金の加入期間について、申立期間を除き未納期間は無く、申立人が保険料を併せて納付したとする申立人の妻についても国民年金の加入期間についてはすべて納付済みとされており、夫婦共に未納期間が生じないように努めていた状況がうかがえる。

また、申立人は、「申立期間直前まで勤務していた事業所を退職する際、事業所から国民年金の切替手続の説明を受けた。」としているところ、当該事業所は、「申立人は9月29日退職のため、同月の国民年金保険料を納付するよう指導した可能性がある。」と供述しており、申立内容は基本的に信用できる。

さらに、オンライン記録によると、申立人が一緒に国民年金保険料を納付したとする申立人の妻については、申立期間について、第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続が行われるとともに、国民年金保険料が現年度納付されていることが確認できる上、B市は当時の種別変更手続に係る一般的な対応として、「被扶養者であった妻の第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更届書が提出された場合、その夫についても

当然第1号被保険者取得届を勧奨していたと思われる。」と説明していることを踏まえると、申立人の妻のみが種別変更手続きを行い、申立人の国民年金加入手続きが行われなかったとは考え難く、申立人についてもその妻と一緒に申立期間の国民年金保険料を納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年8月

私は、平成8年4月8日から臨時職員としてA事業所に勤務したが、9年3月25日から同月31日までの期間が一時任期切れとなり、3月の国民年金保険料をB町役場にて4月に納付した。今回申し立てた平成9年8月分についても、同様に同役場において納付したが、記録では未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月間と短期間であるとともに、申立人は、申立期間以前に勤めていたA事業所の臨時職員の一時期切れに伴い厚生年金保険の未加入期間が生じるため、当該期間である平成9年3月の国民年金保険料を同年4月に納付していることが確認でき、未納期間が生じないよう努めていた状況がうかがえる。

また、B町役場から提出された「国民年金被保険者台帳」によると、同台帳の「資格記録」欄において、平成9年4月1日が被保険者資格の喪失日である旨記録されているにもかかわらず、「納付記録」欄においては、同年4月の保険料が納付済みと記録されていることが確認でき、B町においては、申立人の納付記録が適切に管理されていない状況が認められる。

さらに、オンライン記録では、平成9年4月から申立期間直前の同年7月までの期間について、申立人は厚生年金保険の被保険者であったことが確認できることから、B町の「国民年金被保険者台帳」において納付済みとされた同年4月の国民年金保険料は申立期間の国民年金保険料であったと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の船員保険料を事業主より給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和37年5月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年5月から38年6月までは1万6,000円、同年7月から39年6月までは3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年5月15日から39年7月26日まで

「ねんきん特別便」において、私が所持している船員手帳に記載されている雇入れ期間が船員保険の被保険者期間と記録されていない。船員手帳に記載されているとおり、A社が所有するB船、及び同社の用船でありC社が所有するD船に乗り込み、外国に商品の買い付けに行っていた。

また、船員手帳に記載されていないが、A社が所有する船舶又は同社の用船に乗り込んでいない期間についても継続してA社に勤務していたので、申立期間について、船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人が所持する船員手帳の記録により、申立人が、申立期間のうち、昭和37年5月15日から同年6月29日までの期間、38年4月24日から同年5月5日までの期間、同年6月7日から同年7月16日までの期間及び39年5月9日から同年6月6日までの期間において、A社が所有するB船に甲板員として雇入れされ、同年6月10日から同年7月6日までの期間において、同社の用船であり、C社が所有するD船に事務員として雇入れされていることが確認できる。

また、申立人と同様に甲板員であり、E業務に従事していたとする同僚は、「申立人は申立期間にA社に勤務していたし、私と同じ業務に従事していた。船員手帳にA社が所有する船舶又は同社の用船に雇入れされていた記録が記載されているのであれば、当該期間については、私と同様、給与から船員保険料は控除されていたと思う。」と供述しているところ、A社に係る船員保険被保険者名簿から、当該同僚及び申立人が名前を記憶する複数の同僚について申立期間に船員保険の被保険者記録が確認できる。

また、申立人は、「申立期間当時、A社には女性一人を含む約10人の従業員が勤務していた。」と主張しているところ、A社に係る船員保険被保険者名簿において、申立期間における船員保険の被保険者数が約9人であったことが確認できることなどから判断すると、当時、事業主は、ほぼすべての従業員について船員保険に加入させていた状況がうかがえる。

- 2 申立期間のうち、昭和37年6月29日から38年4月24日までの期間、同年5月5日から同年6月7日までの期間、同年7月16日から39年5月9日までの期間、39年6月6日から同年6月10日までの期間、同年7月6日から同年7月26日までの期間について、申立人の所持する船員手帳に当該期間に係る雇入れ記録は確認できないものの、申立人と同じ甲板員であったとする前述の同僚が、「A社では、船員について、次の船舶に乗り込むまでの待機期間についても、同社に勤務していれば船員保険に加入させていた。申立人は、私が同社に勤務していた期間において、乗船していない期間についても同社に勤務していた。」と供述しているところ、A社に係る船員保険被保険者名簿から、当該同僚について、昭和36年10月9日から46年11月1日までの期間において、船員保険の被保険者記録が継続していることが確認できる。
- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が提出した船員手帳の「給料」欄及び申立人と同じ甲板員であったとする同僚の昭和37年5月及び38年6月の船員保険被保険者名簿の記録から、37年5月から38年6月までは1万6,000円、同年7月から39年6月までは3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付したか否かについては、A社では、当時の関連資料は無く詳細は不明としているが、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、定時決定など、複数回にわたり社会保険事務所（当時）に提出する機会があったと考えられるが、社会保険事務所がいずれの機会にも申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりに資格取得の届出を行い、

その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和 37 年 5 月から 39 年 6 月までの船員保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料の納付義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 10 月 1 日から 53 年 8 月 1 日まで  
② 昭和 61 年 10 月 1 日から 62 年 10 月 1 日まで

私は、A事業所（現在は、B事業所）に32年間において勤務し、給与が減額された記憶は無いが、年金事務所の記録では両申立期間について、それぞれ前年の標準報酬月額と比較して下がった金額になっていることが分かった。

両申立期間について、実際に支給された給与に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、申立事業所提出の社員プロフィールにより、申立人は、申立期間①を含む昭和51年7月1日から55年8月15日までの期間において海外にあるC事業所に出向していることが確認できるところ、B事業所に係るD共済会によると、「海外勤務の場合、給与の支給は国内給と海外給があり、標準報酬月額の決定は国内給のみの算定となり、通勤手当、超勤手当等の支給がなくなるため、申立期間①の標準報酬月額が下がったのではないか。」と供述している。

また、A事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額がさかのぼって訂正された形跡は認められない。

さらに、申立人は申立期間①における給与明細書等の厚生年金保険料の控除等が確認できる資料を所持していない。



一方、申立期間②については、E基金が保管する昭和61年10月の厚生年金基金加入員標準給与月額算定基礎届には、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額の決定額がオンライン記録上の標準報酬月額と同額である「44万円」と記載されていることが確認できるとともに、当該標準報酬月額の決定に至るまでの計算等に不自然な形跡は見当たらない。

また、申立期間②の直後である昭和62年10月の厚生年金基金加入員標準給与月額算定基礎届において、申立期間②の標準報酬月額である「従前の厚生年金保険の標準報酬月額」について「44万円」と記載されていることが確認できる。

さらに、E基金は、「申立期間②当時の標準報酬月額の算定基礎届について、社会保険事務所（当時）提出用と当基金提出用は複写式であった。」と回答していることから判断すると、事業所は申立人の申立期間②に係る標準報酬月額について、オンライン記録上の標準報酬月額（44万円）を届け出ていることがうかがえる。

加えて、申立人は申立期間②における給与明細書等の厚生年金保険料の控除等が確認できる資料を所持していない。

このほか、申立人の両申立期間に係る社会保険事務所の記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を上回る保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、両申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

私は、A社に昭和 44 年 3 月 24 日から 50 年 3 月 31 日までの期間において勤務していたのに、厚生年金保険被保険者資格の喪失日が同年 3 月 31 日と記録されていることが分かった。同年 3 月 31 日までの期間において勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録において、申立人は、昭和 50 年 3 月 30 日にA社を離職していることが確認できる上、同僚の供述から申立人の退職日を特定することができず、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが確認できない。

また、申立人の離職日である昭和 50 年 3 月 30 日が日曜日であることが確認できるところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、月末日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失している者が申立人以外に 6 人確認でき、このうちの一人は「当時、退職日については会社が決めるのではなく、退職する本人が申し立てた退職日で事務処理が行われていた。」と供述している上、申立事業所は、「日曜日は当社の営業日ではなく、従業員は出勤しない取扱いなので、従業員の退職日について、会社の判断で日曜日を退職日とすることは無い。」としている。

さらに、A社の事務担当者は、「人事記録等の関連資料は既に破棄しているため、申立期間当時の従業員の勤務状況、厚生年金保険の加入状況等は確認で

きないが、申立人のように月の途中である 30 日を退職日としている従業員については、退職月の厚生年金保険料は給与から控除していないと思う。」と供述している。

加えて、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 5 月 1 日から 50 年 7 月 31 日まで

私は、昭和 47 年 5 月 1 日から 50 年 7 月 31 日までの期間においてA社での業務に従事したが、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。

30 年以上前のことであり、証拠となる資料は無いが、申立事業所に勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の申立期間当時の事業主の元妻の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、厚生年金保険適用事業所名簿により、申立事業所は、申立期間以前の昭和 40 年 11 月 6 日に厚生年金保険の適用事業所に該当することとなった後、43 年 7 月 25 日に適用事業所に該当しなくなっており、申立期間について厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人は、「申立期間において、従業員は私一人であった。」と主張しているところ、法人登記簿の記録から、申立事業所は、昭和 49 年 5 月 25 日に法人登記されており、同日までの期間については、個人事業所であったことがうかがえることから判断すると、申立期間において、申立事業所は厚生年金保険法で定める強制適用事業所ではなかったことが推認でき、申立人は、「厚生年金保険の任意包括適用事業所の認可に必要な同意書に署名した覚えは無い。」と供述している。

さらに、申立人は、申立事業所での在籍期間及び厚生年金保険料の控除に

についての記憶が明確でなく、申立事業所に係る雇用保険の被保険者記録も無い。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。